

中間検査対象の追加指定等に関する説明会【令和3年(2021年)7月14日開催】

(質問・回答)

令和3年(2021年)7月30日

整理番号	質問テーマ・内容	関係法令・参考資料	回答
1	<p>テーマ: 中間検査関連</p> <p>「木造・地上3階建て(地階なし)、長屋又は共同住宅」の建築物の場合、中間検査の申請はどの時点で行えばよいですか。</p>	<p>【熊本県建築物 中間検査マニュアル (2021年)7月改訂版】 P.4、P.5、P.14 ■例07、 参考資料2. 中間検査 指定に関する県・3市の 告示</p>	<p>ご質問対象の建築物において、「特定工程＝屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事)の工程」に、当該建築物内におけるいずれかの場所で到達(完了)した日から4日以内に、中間検査の申請をしてください。</p> <p>また、1件の建築確認で複数棟を対象として確認済証を取得している場合は、最も早く特定工程に到達(完了)する棟をベースとして上述を適用します。</p> <p>実務上は、上述の工程に到達する1週間ほど前には、中間検査の申請先(特定行政庁や確認検査機関)に事前連絡・相談をしていただくようにお願いします。</p> <p>なお、県・3市の告示の規定「構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁)を覆う外装工事又は内装工事の工程」に入る前までに、必ず中間検査合格証の交付を受けてください。</p>
2	<p>テーマ: 中間検査関連</p> <p>「木造・地上3階建て(地階なし)、長屋又は共同住宅」の建築物の場合、中間検査の手数料の算定根拠となる対象の床面積の計算方法はどのようになりますか。</p>	<p>【熊本県建築物 中間検査マニュアル (2021年)7月改訂版】 P.8(2)④ I、 P.14 ■例07</p>	<p>ご質問対象の建築物に関する中間検査の申請を行う時点において、現場で架構・設置されているフレームやパネル(耐力壁)等の部材を構成要素として含む予定の空間・階における床面積の範囲を「対象の床面積」として計算・合計のうえ、算定をお願いします。</p> <p>(補足) 構造耐力上主要な軸組や耐力壁など「特定工程＝屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事)の工程」に到達していれば、床部分の部材が施工・設置されていない状態でも、上述の範囲を「対象の床面積」として計算・合計をしてください。</p>